

令和6年12月期末・勤勉手当の支給について

三重県職員（教員、警察官等を含む。）に支給する令和6年12月期末・勤勉手当（冬のボーナス）については、下記のとおりです。

記

- 1 支給日 令和6年12月10日（火）
- 2 支給月数 一般職 2.25月（去年同期 2.3月）
 特別職 1.70月（去年同期 1.75月）

3 支給内訳

職	令和6年12月			令和5年12月
	職員数 (人)	支給額(円)	1人あたり 支給額(円)	1人あたり 支給額(円)
一般職（管理職を含む） （平均年齢43.2歳）	22,793	19,633,073,606	861,364	878,629
特別職	知事	1	3,155,200	3,155,200
	副知事	2	4,979,300	2,489,650
	小計	3	8,134,500	-
県議会議員	議長	1	2,514,300	2,514,300
	副議長	1	2,218,500	2,218,500
	議員	44	90,021,800	2,045,950
		1	1,636,760	1,636,760
小計	47	96,391,360	-	
計	22,843	19,737,599,466	-	-

- ※ 1 令和5年12月の支給額は、令和5年12月の給料表の引上げ改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げに伴う追給分を含んでいます。
- 2 令和6年の人事委員会勧告において、給料表を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げる勧告があり、勧告どおり実施した場合、令和6年12月10日に支給する額と、勧告後の額との差額を別途支給します（1人あたり約6万3千円）。
- 3 議員45名のうち、11月に退職した1名は在職期間率を80/100として期末手当を支給します。

4 支給内容

(1) 一般職

- 職員1人あたりの平均支給額は、861,364円（平均年齢43.2歳）です。
（昨年：878,629円（平均年齢43.2歳））
- 令和5年12月の平均支給額と比べて、17,265円（2.0%）の減となっています。
- これは、令和5年の人事委員会勧告に基づく給与改定により引き上げた令和5年12月の期末・勤勉手当0.1月分について、令和6年度は6月と12月に0.05月分ずつ均等に配分したことに伴い、令和5年12月と比べ令和6年12月の支給月数が0.05月減少したことなどによるものです。

期末・勤勉手当の支給月数（一般職）

	6月	12月	合計
令和5年 期末手当	1.2月	1.25月	2.45月
勤勉手当	1.0月	1.05月	2.05月
合計	2.2月	2.3月	4.5月
令和6年 期末手当	1.225月	1.225月	2.45月
勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月
合計	2.25月	2.25月	4.5月

(2) 知事及び副知事

- 令和5年12月の支給月数と比べて、0.05月分の減となっています。
- これは、令和5年12月の期末手当を0.1月分引き上げた分について、令和6年度は6月と12月に0.05月分ずつ均等に配分したことによるものです。

期末手当の支給月数（知事及び副知事）

	6月	12月	合計
令和5年 期末手当	1.65月	1.75月	3.4月
令和6年 期末手当	1.7月	1.7月	3.4月

(3) 県議会議員

- 令和5年12月の支給月数と比べて、0.05月分の減となっています。
- これは、令和5年12月の期末手当を0.1月分引き上げた分について、令和6年度は6月と12月に0.05月分ずつ均等に配分したことによるものです。

期末手当の支給月数（県議会議員）

	6月	12月	合計
令和5年 期末手当	1.65月	1.75月	3.4月
令和6年 期末手当	1.7月	1.7月	3.4月

(参考) 令和2年度以降の各期別支給月数（一般職）

年度	6月			12月			合計		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R2	1.3	0.95	2.25	1.25	0.95	2.2	2.55	1.9	4.45
R3	1.275	0.95	2.225	1.125	0.95	2.075	2.4	1.9	4.3
R4	1.2	0.95	2.15	1.2	1.05	2.25	2.4	2.0	4.4
R5	1.2	1.0	2.2	1.25	1.05	2.3	2.45	2.05	4.5
R6	1.225	1.025	2.25	1.225	1.025	2.25	2.45	2.05	4.5